

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 211 回国会法律案等 N A V I 「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律案」
著者 / 所属	藤川 隆明 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	455 号
刊行日	2023-4-14
頁	54-56
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230414.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20230414.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化 に関する法律案

### 本法律案の内容

本法律案は、昨年策定された、戦略三文書（国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画）に記載された防衛生産・技術基盤の抜本的強化のための施策を実施するためのものであり、防衛産業の位置付けを明確化するとともに、防衛生産基盤強化、装備移転円滑化や装備品等契約における秘密の保全といった各種措置を規定している。なお、本法施行後5年を目途に、施行状況の検討等の見直しを講ずるとされる（附則第3項）。

#### 1. 防衛産業の位置付け明確化

装備品等の開発及び生産基盤強化が一層重要となっていることを明確化し（第1条）、防衛大臣は、基盤強化に関する基本方針を定め、公表するものとされる（第3条）。

#### 2. 基盤強化の措置（サプライチェーン調査含む）

任務に不可欠な装備品を製造する企業が、下記①～④のいずれかを行う場合、取組が着実に実施されるよう、政府は、サプライヤーも含め、予算の範囲内<sup>1</sup>において経費を直接的に支払うとされる（③④は、これから製造を行おうとする場合にも支払い可能）（第7条）。

##### ①サプライチェーンの強靱化 ②製造工程効率化（3Dプリンタ導入等） ③サイバーセキュリティ強化 ④事業承継等

対象となる企業は、防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等<sup>2</sup>（製造等<sup>3</sup>が停止された場合、防衛省の調達に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「指定装備品等」という。）の製造等を行う者（装備品製造等事業者<sup>4</sup>）である。また、企業が、支払いを受けるには、上記取組の計画の認定を受ける必要がある。防衛大臣は、認定の申請があった場合、①計画の内容が基本方針に照らし適切で、②円滑かつ確実に実施されると見込まれる、といずれも認めるときは、認定をすることとなる（第4条）。

このほか、防衛大臣は、任務に不可欠な装備品を製造する企業に対し調査を行い、サプライチェーンリスクを直接把握するとされ<sup>5</sup>、企業側の回答は努力義務となる<sup>6</sup>（第8条）。

<sup>1</sup> 令和5年度予算には、363億円が計上されている。

<sup>2</sup> 「装備品等」とは、自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）をいう（第2条）。

<sup>3</sup> 「製造等」とは、製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供をいう（第2条）。

<sup>4</sup> 「装備品製造等事業者」とは、装備品等の製造等の事業を行う事業者をいう（第2条）。

<sup>5</sup> プライム企業に部品を供給するサプライヤーも調査対象とすることができ、調査結果により、企業に対して、計画の作成、提出を促し（第4条第4項）、経費援助につなげるような支援も考えられる。

<sup>6</sup> サプライチェーン調査は、ボランティアベースでは、必ずしも実効的な調査とならなかったとされる（第211回国会衆議院予算委員会議録第5号（2023.2.2）土本英樹防衛装備庁長官答弁）。本法では、努力義務を課す一方で、報告又は資料の提出の求めに係る事務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく漏らし、又は盗用した者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処するとし（第37条）、情報保全強化も図っている。

### 3. 装備移転円滑化措置（株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付け含む）

装備移転<sup>7</sup>を行う企業が、防衛大臣の求めに応じ、移転対象物品の仕様及び性能の調整を行う場合、調整に要する費用に対し助成金が交付される。なお、防衛大臣の求めは、当該移転対象物品の仕様及び性能を、秘密の保全その他の我が国の安全保障上の観点から適切なものとするためのものに限る<sup>8</sup>。また、助成金を受けるには、仕様及び性能の調整（以下「装備移転仕様等調整」という。）に関する計画の認定を、防衛大臣から受ける必要がある。同大臣は、認定の申請があった場合、①計画の内容が基本方針に照らし適切で、②円滑かつ確実に実施されると見込まれる、といずれも認めるときは、認定をすることとなる（第9条）。一方、認定した企業に、計画実施状況等の報告又は資料提出の要求<sup>9</sup>（第12条）や、計画に従った装備移転仕様等調整を行う旨の改善命令（第13条）ができ、命令違反の際は、認定取消しも可能とされる<sup>10</sup>（第14条）。

また、防衛大臣が指定した指定装備移転支援法人（第15条）が基金<sup>11、12</sup>を設け、計画が認定された企業に助成金を交付する。助成金を交付する業務は、①計画が認定された企業による装備移転仕様等調整に係る業務で、装備移転が安全保障上の観点から緊要なもの、②複数年度にわたる業務で、所要額を見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源確保が必要なもの、のいずれにも該当するもの、及びこれに附帯する業務とされる（第18条）。

指定装備移転支援法人の役員・職員・これらの職にあった者は、正当な理由なく、装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならず<sup>13</sup>（第21条）、同法人は、装備移転支援業務について帳簿を備え<sup>14</sup>、保存しなければならないとされる（第22条）。なお、防衛大臣は、同法人に対し、装備移転支援業務に関し必要な報告や資料の提出を求め、又はその職員に、事務所その他必要な場所に立ち入り、同業務に関し質問させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされる<sup>15</sup>（第23条）。

このほか、株式会社日本政策金融公庫が、企業に寄り添った丁寧な支援ができるよう、指定装備品等の製造等や装備移転の資金貸付に係る配慮規定が定められている（第26条）。

### 4. 製造施設等の国による保有

---

<sup>7</sup> 「装備移転」とは、装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供をいう（第2条）。

<sup>8</sup> 浜田防衛大臣は、装備移転は、望ましい安全保障環境の実現のために重要で、防衛産業の維持・強化にも効果的とした上で、装備移転に当たり、装備品の先進的技術の流出防止のため、仕様等の調整を求める場合があり、このコストを、企業に過度に負担させるのは適当でない旨述べている（防衛大臣記者会見（2023. 2. 10））。

<sup>9</sup> 報告や資料提出をせず、又は虚偽の報告や資料提出をした場合、30万円以下の罰金に処される（第39条）。

<sup>10</sup> 認定取消し（≒助成金不交付）はできるが、本法に装備移転中止の強制に係る条文はない。

<sup>11</sup> 基金に充てる資金として、令和5年度予算には、400億円が計上されており、積算根拠は、日本が諸外国から引き合いを受けている装備移転の具体的な案件を積み上げたときとされる（防衛大臣記者会見（2023. 2. 10））。

<sup>12</sup> 基金の余裕金の運用は法定され（第18条）、違反した場合20万円以下の過料に処される（第41条）。

<sup>13</sup> 違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処される（第38条）。

<sup>14</sup> 帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった場合、30万円以下の罰金に処される（第39条）。

<sup>15</sup> 報告や資料提出をしない、虚偽の報告や資料提出を行う、防衛省職員の質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をする、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、30万円以下の罰金に処される（第39条）。

防衛大臣は、上記の2及び3の措置では、指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合、企業から、当該指定装備品等の製造等を行う施設（当該施設に係る土地を含む。）又は設備（以下「指定装備品製造施設等」という。）を取得できるとされる<sup>16, 17</sup>（第29条）。また、防衛大臣は、取得した指定装備品製造施設等について、当該指定装備品等の製造等を行わせるため、別企業に、その管理を委託できるようになる<sup>18, 19</sup>。なお、同大臣は、施設委託管理者に対し、監督上必要な命令をし、当該者が違反したときその他施設委託管理業務を適正かつ確実に実施できないと認めるときは、同業務の委託を廃止し、又は期間を定めて同業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとされる（第30条）。加えて、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し必要な報告や資料の提出を求め、又は防衛省職員に、営業所や事務所その他必要な場所に立ち入り、同業務に関し質問させ、帳簿、書類その他の物件を検査させることができるとされる<sup>20</sup>（第32条）。なお、防衛大臣が取得した指定装備品製造施設等については、できるだけ早期に、当該施設等を用いて指定装備品等の製造等を行える装備品製造等事業者に譲渡するよう努めるとされる（第33条）。

## 5. 秘密の保全措置

装備品などの契約における秘密保全措置は、これまでの契約上の守秘義務から、法律上の守秘義務となる。防衛大臣は、防衛省と装備品等に関する契約<sup>21</sup>を締結した企業に対し、一定の場合、情報を装備品等秘密に指定し、その有効期限を定め、提供できるとされる。一定の場合とは、契約履行のため、装備品等又は自衛隊の施設に関する情報で、公になっていないもの<sup>22</sup>のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要なもの<sup>23</sup>を取り扱わせる場合である。また、契約締結企業は、従業者（代表者、代理人、使用人その他の従業者）の中から、あらかじめ同意を得て、装備品等秘密を取り扱う業務を行わせる者を定め、当該者は、業務に関し知り得た装備品等秘密を漏らしてはならない（当該業務に従事しなくなった後も、同様）とされる<sup>24</sup>（第27条）。

ふじかわ たかあき  
（藤川 隆明・外交防衛委員会調査室）

<sup>16</sup> 製造施設の国による保有は、米国、韓国に同様の事例があるとされる（『日刊工業新聞』（2023.3.8））。

<sup>17</sup> 第29条は「できる」との文言であり、防衛省と企業の売買交渉が決裂する等、施設等を取得できないこともあり得るとされる。また、施設等の取得に係る予算措置は、今後講じられることとなる。政府が施設等の取得のために、新たに予算を組む場合、当該予算の審査という点で、国会が関与することが想定される。

<sup>18</sup> 企業にとっては、投入する資本を減らすことができ、負担が軽減するとされている。なお、当該指定装備品製造施設等で当該指定装備品等の製造等を行っていた企業にも委託可能とされる（第30条）。

<sup>19</sup> 国が取得するのは施設・土地・設備であり、委託施設での装備品製造や従業員の確保、管理は、企業自身が行う必要がある（第211回国会参議院予算委員会会議録第5号（2023.3.6）浜田靖一防衛大臣答弁）。

<sup>20</sup> 脚注15と同様るとき（報告拒否・虚偽答弁・検査妨害等）、30万円以下の罰金に処される（第39条）。

<sup>21</sup> 当該契約は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約であり、装備移転仕様等調整の実施に係る契約が含まれる。

<sup>22</sup> 自衛隊法第59条第1項の規定により同法第2条第5項に規定する隊員が漏らしてはならないとされる秘密に該当する情報に限るとされる。契約企業が、いわゆる省秘を扱う場合の保全措置が規定されたと言える。

<sup>23</sup> 日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び特定秘密保護法第3条第1項に規定する特定秘密に該当するものは除くとされる（両秘密は、それぞれの法律で保全される）。

<sup>24</sup> 違反した者、行為を企て、教唆し、又は幫助をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処される（第38条）。本法成立により、情報保全のために、これまでより罰則の対象範囲が拡大することとなる。